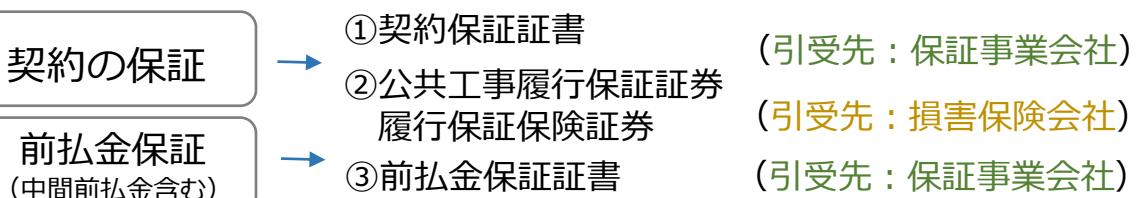


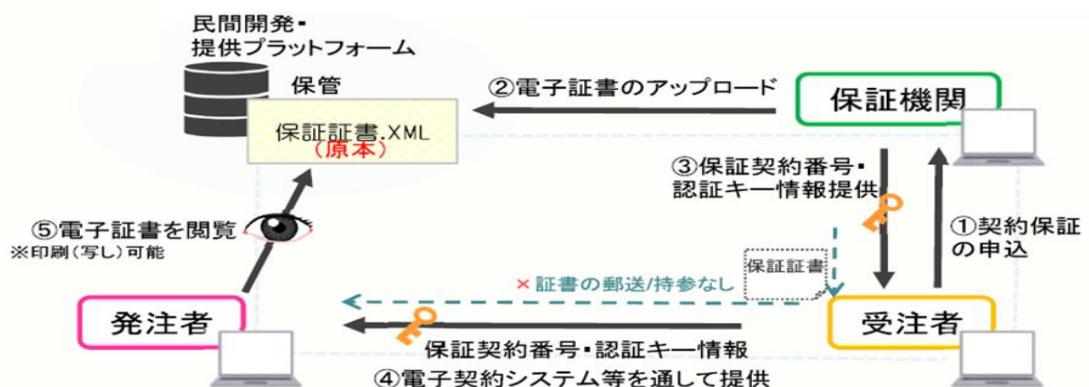
契約の保証および前払金保証の電子化について

令和6年1月4日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いを開始しております。電子化の対象となる保証証書等は以下のとおりです。具体的な取扱いは保証事業会社もしくは損害保険会社に確認の上、手続きを行ってください。

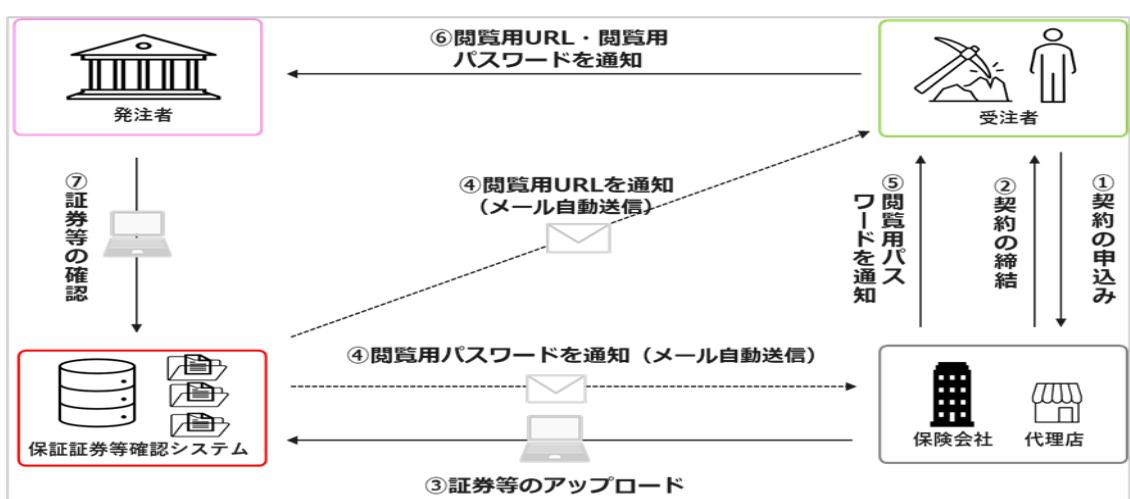
電子化の対象となる保証証書等



電子化による取扱いのイメージ



受注者は、電子証書に係る「保証契約番号」と「認証キー」の情報を発注者に提出し、発注者はこれにより専用システム（D-Sure）にアクセスし、保証内容を確認します。



引用元：一般社団法人 日本損害保険協会「公共工事履行保証証券等における保証証券等確認システム（WEBプラットフォーム）」

受注者は、電子証書に係る「閲覧用URL」と「閲覧用パスワード」の情報を発注者に提出し、発注者はこれにより専用システム（保証証券等確認システム）にアクセスし、保証内容を確認します。